

## アクサ生命、新たに長崎銀行を通じて 医療保障分野の商品・サービスおよび変額個人年金保険の提供を開始

アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表執行役社長兼 CEO:ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ)は、5月27日より、長崎銀行(本店:長崎県長崎市)を通じて、「アクサの『治療保障』のがん保険 セラピー」(正式名称:ガン治療保険(無解約払いもどし金型)上皮内新生物治療給付特約付)および「新黄金世代-3」(正式名称:変額個人年金保険(13)終身型)の提供を開始します。これにより、アクサ生命の医療保障分野の商品・サービスを取り扱う金融機関は合計で8に、またアクサ生命の変額個人年金保険を販売する金融機関は合計で43となります。

アクサ生命は、今後も、多様化するお客さまのニーズに対応するために、最先端のサービス、革新的かつお客さまにとって最適な商品をご提供してまいります。

### ■「アクサの『治療保障』のがん保険 セラピー」



本商品は、ガンによる入院日数の短期化や治療技術の進歩に伴って保障の見直しを検討されるお客さまなど、さまざまなニーズに対応するために導入しました。入院、通院を問わず、「手術」、「放射線治療」、「化学療法(抗がん剤治療)」を対象に、それぞれのガン治療ごとに給付金をお支払いし、また「緩和ケア(緩和療養)」や上皮内新生物の治療(特約)など、ガン治療にかかわる費用を幅広く保障します。

また、先進医療に対応する特約「先進医療まるごとサポート」が付加されており、またお客さまが最適な医療を選択できるよう、24時間電話健康相談や日本を代表する医師によるメディカルコンサルテーションならびに糖尿病サポートが受けられる「アクサのメディカルアシスタンスサービス」が無料で自動付帯されます。

### 商品に付加されている主な特約

	特約名	概要
	「ガン先進医療給付特約(12)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進医療給付金※として技術料と同額をお支払します。1回の療養につき最大1,000万円、通算で2,000万円までお支払します。</li> <li>治療を受ける際の交通費、宿泊費等をサポートする一時金をお支払します。1回の療養につき15万円の先進医療一時金をお支払します。</li> </ul>

※ 先進医療の給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

### 商品に無料で付帯されるサービス

	サービス名	概要
	「メディカルコンサルテーションサービス」 「24時間電話健康相談サービス」 「糖尿病サポートサービス」 <small>※アクサのメディカルアシスタンスサービスは、対象商品の被保険者に業務委託先であるティーベック株式会社から提供します。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を代表する医師(総合相談医)が、現在の診断に対する見解や、治療方針・方法についてセカンドオピニオンを提供します。必要と判断した場合には病状、病名にあわせて優秀専門医への紹介状を発行します。</li> <li>医師、保健師、看護師など経験豊かな相談スタッフが24時間365日体制で、医療などの相談にきめ細やかなアドバイスを提供します。</li> <li>糖尿病について豊富な専門知識を有する保健師、看護師がさまざまな相談にお応えするほか、糖尿病臨床医や専門医療機関を紹介いたします。</li> </ul>

### <契約取扱概要>

被保険者のご契約年齢	5歳～75歳
保険期間	10年(90歳まで自動更新、90歳以降は終身)
基本給付金額	最低5万円/最高20万円/1万円単位
保険料払込方法	月払/年払



## 変額個人年金保険(13)終身型をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

### ご注意

本保険商品は、お客さまからお預かりした保険料を特別勘定で運用する投資型商品です。本商品のご検討にあたっては、商品のリスク・諸費用等の注意事項をお読みいただくとともに、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をよくお読みいただき、内容を十分にご理解下さい。

### この商品のリスクについて

この保険では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資されます。したがって、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。外国株式等の外貨建資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響も受けます。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。なお、特別勘定終身年金としてお受け取りいただく年金額には最低保証がありますが、「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には、最低保証はありません。

### 諸費用について

この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

### ご契約時

	項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要費用	一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

### 積立期間中および年金支払期間中

	項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要費用	特別勘定の積立金額に対して年率 2.95%	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の 1/365 を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して年率 0.168%程度(税抜: 0.16%程度)※	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の 1/365 を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※ 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### 一般勘定で運用する年金の支払期間中

※ 年金の種類を変更した場合や年金支払特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

	項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%※	年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

ご検討の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。